

医療法人大澤会 居宅介護支援事業所 篠山こもれび 運営規程

(事業の目的)

第1条 医療法人 大澤会が設置する医療法人 大澤会 居宅介護支援事業所篠山こもれび（以下「事業所」という。）が行う居宅介護支援（以下「事業」という。）の適正な運営を確保するために、必要な人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の介護支援専門員が、要介護者等からの相談に応じ、及び要介護者とその心身の状況や置かれている環境等に応じて、本人やその家族の意向を基に、居宅サービス又は施設サービスを適切に利用できるよう、サービスの種類内容等の計画を作成するとともに、サービスの提供が確保されるよう、指定居宅サービス事業者、介護保険施設等との連絡調整その他の便宜の提供を行うことを目的とする。

(運営方針)

第2条 指定居宅介護支援においては、介護保険法の趣旨に従い、要介護状態の利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるように支援し、社会的孤立感の解消及び、心身の機能の維持並びに利用者の家族の身体的及び精神的負担の軽減を図るものとする。

- 2 事業所は、利用者の心身の状況、その置かれている環境等に応じて、利用者の選択に基づき、適切な保健医療サービス及び福祉サービスが、多彩な事業者から、総合的かつ効果的に提供されるよう配慮して行う。
- 3 事業所は、利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立って、利用者に提供される居宅サービス等が特定の種類または特定の居宅サービス事業者に不当に偏することのないよう、公正中立に行う。
- 4 事業の運営に当たっては、丹波篠山市、地域包括支援センター、他の居宅介護支援事業者、介護施設等との連携を図り、総合的サービスに努める。
- 5 地域包括支援センターが行う、地域ケア会議、包括支援事業等に協力する。
- 6 事業所は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、従業者に対し、研修を実施する等の措置を講じるものとする。
- 7 事業所は、指定居宅介護支援を提供するに当たっては、介護保険法第118条の2第1項に規定する介護保険等関連情報その他必要な情報を活用し、適切かつ有効に行うよう努める。
- 8 上記の他「指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準（厚生省令第38号、平成11年3月31日付）」を遵守し、事業を実施するものとする。

(事業所の名称)

第3条 事業所の名称及び所在地は次のとおりとする。

- (1) 名称： 医療法人 大澤会 居宅介護支援事業所篠山こもれび
- (2) 所在地： 兵庫県丹波篠山市般若寺732番地

(職員の職種、員数、及び職務内容)

第4条 事業所に勤務する職種、員数及び職務内容は次のとおりとする。

(1) 管理者：1名(常勤介護支援専門員兼務・主任介護支援専門員)

管理者は、主任介護支援専門員の資格を有し、事業所における介護支援専門員の管理、指定居宅介護支援の利用申し込みに関わる調整、業務の実施状況の把握その他業務管理を一元的に行うとともに、法令等において規定されている指定居宅介護支援事業の実施に関し、遵守すべき事項について指揮命令を行う。

(2) 介護支援専門員：3名(常勤3名)

要介護者等からの相談に応じ、及び要介護状態等がその心身の状況や置かれている環境等に応じて、本人やその家族の意向等を基に、居宅サービス又は施設サービスを適切に利用できるよう、サービスの種類内容等の計画を作成するとともに、サービスの提供が確保されるよう指定居宅サービス事業者、介護保険施設等との連絡調整その他の便宜の提供を行う。

(営業日及び営業時間)

第5条 事業所の営業日及び営業時間は、次の通りとする。

(1) 営業日は、月曜日から土曜日までとする。但し、年末年始(12月30日より1月3日まで)は除くものとする。

(2) 営業時間は、午前8時15分から午後5時00分までとする。

(3) 上記の営業日、営業時間のほか、電話等により24時間連絡が可能な体制とする。

(通常の実業の実施地域)

第6条 通常の実業の実施地域は丹波篠山市とする。

(指定居宅介護支援の提供方法及び内容)

第7条 事業の提供方法及び内容は次のとおりとする。

2 利用者からの居宅サービス計画作成依頼等に対する相談対応を当事業所の相談室又は利用者の自宅等で行う。

3 課題分析の実施

(1) 課題分析の実施にあたっては、利用者の居宅を訪問し、利用者及びその家族に面接して行うものとする。

(2) 課題分析の実施にあたっては、利用者の生活全般についての状態を十分把握し、利用者が自立した生活を営むことができるよう支援するうえで、解決すべき課題を把握するものとする。

4 居宅サービス計画原案の作成

利用者及びその家族の希望並びに利用者について把握された解決すべき課題に基づき、提供されるサービスの目標及びその達成時期、サービスを利用するうえでの留意点等を盛り込んだ居宅サービス計画の原案を作成する。

また、居宅サービス計画の作成にあたって、利用者から介護支援専門員に対して複数の指定居宅サービス事業者等の紹介を求めることや、居宅サービス計画原案に位置付け

た指定居宅サービス事業者等の選定理由の説明を求めることが可能であること、作成した居宅サービス計画の総数のうち、訪問介護、通所介護、福祉用具貸与及び地域密着型通所介護（以下、この号において「訪問介護等」という。）がそれぞれ位置付けられた居宅サービス計画の数が占める割合並びに事業所において作成された居宅サービス計画に位置付けられた訪問介護等ごとの回数のうち、同一の指定居宅サービス事業者又は指定地域密着型サービス事業者によって提供されたものの占める割合等につき、文書の交付及び口頭により説明し、文書に利用者の署名捺印を受けるものとする。

4 サービス担当者会議の実施

居宅サービス計画原案に位置付けた指定居宅サービス等の担当者を招集した、サービス担当者会議の開催、担当者に対する照会等により、居宅サービス計画原案の内容について、担当者より専門的見地からの意見を求めるものとする。

5 居宅サービス計画の確定

介護支援専門員は、居宅サービス計画に位置付けた指定居宅サービス等について、保険給付の対象となるか否かを区分したうえで、その種類、内容、利用料等について利用者又はその家族に対して説明し、文書により利用者の同意を得るものとする。また、介護支援専門員は居宅サービス計画に市長が定める回数以上の訪問介護を位置づける場合、妥当性を検証し、当該計画に訪問介護が必要な理由を記載し、市町村に届け出るものとする。

6 居宅介護支援事業所とサービス事業所との連携

介護支援専門員は、居宅サービスに位置付けた指定居宅サービス事業者等に対して、個別サービス計画の提出を求めるものとする。また、利用者が居宅において日常生活を営むことが困難となったと認められる場合又は、利用者が介護保険施設への入院又は入所を希望する場合は、介護保険施設への紹介その他の便宜の提供を行うものとする。

7 居宅介護支援事業所と医療機関等との連携

利用者が病院又は診療所に入院する必要が生じた場合には、介護支援専門員の氏名及び連絡先を病院又は診療所に伝えるよう依頼するものとする。介護支援専門員は医療機関等から利用者に係る情報提供を受けたときは、利用者の心身又は生活の状況に係る情報のうち、必要と認めるものを医師、歯科医師、薬剤師等に提出する。

8 サービス実施状況の継続的な把握及び評価

居宅サービス計画の作成後においても、利用者及びその家族、指定居宅サービス事業者等との連絡を継続的に行うことにより、居宅サービス計画の実施状況や利用者についての解決すべき課題についての把握を行い、必要に応じて居宅サービス計画の変更、指定居宅サービス事業者等との連絡調整その他の便宜の提供を行うものとする。

9 地域ケア会議における関係者間の情報共有

地域ケア会議において、個別のケアマネジメント事例の提供の求めがあった場合には、これに協力するよう努めることとする。

10 指定居宅介護支援サービスの質の向上

兵庫県、丹波篠山市等が実施する介護支援専門員研修や各種研修会に参加し、常に新しい情報を取り入れて利用者のサービス向上を図るものとする。

(指定居宅介護支援の利用料等)

第8条 居宅介護サービス計画費、厚生労働大臣が定める介護報酬告示上の額とし当該指定居宅介護支援が法定代理受領サービスであるときは、利用料を徴収しない。

2 通常の実施地域を越えて行う事業に要する交通費は、その実費を徴収する。なお、自動車を使用した場合の交通費については、以下の額を徴収する。

(1) 通常の実施地域境界から片道 10 km以上 1,000円

3 その他の費用の徴収が必要となった場合は、その都度協議して利用者等に説明し同意を得たものに限り徴収するものとする。

4 その他利用料について支払いが困難な状況が発生した場合は、管理者と協議の上、減額または免除することができるものとする。

(緊急時・事故発生時の対応)

第9条 事業者は、利用者に対する指定居宅介護支援の提供により事故が発生した場合は、速やかに市町村、利用者家族及び関係機関等に連絡を行うとともに必要な措置を講ずるものとする。

2 前項の事故の状況及び事故に際して採った処置について記録を行うものとする。

3 利用者に対する指定居宅介護支援の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、できる限り速やかに損害賠償を行う。

(契約書の作成)

第10条 指定居宅介護支援の提供を開始するにあたって、この規程に沿った事業内容の詳細について、利用者に契約書の書面をもって説明し、同意を得た上で署名捺印を受けることとする。

(苦情・ハラスメントの処理)

第11条 事業所は、指定居宅介護支援又は、自らが居宅サービス計画に位置付けた指定居宅サービス等の提供に係る利用者及びその家族からの苦情・ハラスメントに対して、相談窓口を設け、迅速かつ適切に苦情・ハラスメントに対応するために必要な措置を講ずるものとする。

2 苦情がサービスの質の向上を図る上での重要な情報であるとの認識にたち、サービスの質の向上に取り組むこととする。

3 事業所は、提供した指定居宅介護支援に係る利用者及びその家族からの苦情に関して丹波篠山市及び国民健康保険団体連合会が行う調査に協力するとともに、自ら提供した指定居宅介護支援に関して丹波篠山市及び国民健康保険団体連合会から指導又は助言を受けた場合においては、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。

(個人情報保護)

第12条 事業所の従業者は、在職中は勿論のこと退職後においても、正当な理由なく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、従業者との雇用契約の内容とする。

- 2 事業者は、サービス担当者会議等において、利用者及びその家族の個人情報を用いる場合は、利用者又はその家族の文書で説明した上で、同意する文書に署名捺印を受けることとする。

(虐待防止に関する事項)

第13条 事業所は、利用者の人権の擁護・虐待の発生又はその再発防止をするため次の措置を講ずるものとする。

- (1) 虐待防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的で開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図る。
- (2) 虐待防止のための指針を整備する。
- (3) 虐待を防止するための定期的な研修を実施する。
- (4) 前3号掲げる措置を適切に実施するための担当者を設置する。

- 2 事業所は、サービス提供中に、当該事業所従業者又は養護者（利用者の家族等高齢者を現に擁護する者）による虐待を受けたと思われる旨を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報するものとする。

(身体的拘束等の禁止及び緊急やむを得ず身体的拘束等を行う場合の手続)

第14条 事業所は指定居宅介護支援の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護する為緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為（以下「身体的拘束等」という。）を行わないものとし、やむを得ず身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由等必要な事項を記録するものとする。

- 2 事業所は、身体的拘束等の適正化を図るため、次の措置を講ずるものとする。
 - (1) 身体拘束等の適正化のための指針の整備
 - (2) 従業者に対する身体拘束等の適正化のための研修の定期的な実施

(業務継続計画の策定等)

第15条 事業所は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定居宅介護支援の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じるものとする。

- 2 事業所は、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的な実施するものとする。
- 3 事業所は、定期的な業務継続計画に見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

(衛生管理等)

第16条 事業所は、指定居宅介護支援に使用する備品は清潔に保持し、定期的な消毒を施す等、常に衛生管理に充分留意するとともに、衛生上必要な措置を講じるものとする。

2 事業所は、感染症が発生し、又はまん延しないように次の各号に掲げる措置を講じるものとする。

- (1) 事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）をおおむね6ヶ月に1回以上開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図る。
- (2) 事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備する。
- (3) 事業所において、従業者に対し、感染症の予防及びまん延防止のための研修及び訓練を定期的に実施する。

（その他運営に関する留意事項）

第17条 事業所は、社会的使命を充分認識し、介護支援専門員の質的向上を図るため、研究、研修の機会を設け、又、業務を行う上での業務体制を整備するものとする。

- 2 事業者は、適切な指定居宅介護支援の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従事者の就業環境が害されることを防止するための指針の明確化等の必要な措置を講じるものとする。
- 3 事業所は、介護支援専門員または従業者、設備、備品及び会計に関する諸記録の整備を行なうものとする。また、利用者に対する居宅サービス計画、サービス担当者会議等の記録その他指定居宅介護支援の提供に関する記録を整備し、その完結の日から5年間保存するものとする。
- 4 この規程に定める事項の他、運営に関する重要事項は医療法人 大澤会 居宅介護支援事業所篠山こもれびが定めるものとする。

(附則)

この規程は、平成21年4月1日から施行する。

2010年	6月21日	一部改訂
2011年	9月1日	一部改訂
2011年	10月1日	一部改訂
2012年	12月1日	一部改訂
2013年	4月1日	一部改訂
2014年	8月1日	一部改訂
2014年	10月1日	一部改訂
2015年	12月1日	一部改訂
2017年	7月21日	一部改訂
2017年	12月1日	一部改訂
2018年	6月1日	一部改訂
2018年	7月9日	一部改訂
2019年	10月1日	一部改訂
2020年	12月1日	一部改訂
2021年	4月1日	一部改訂
2024年	4月1日	一部改訂

運 営 規 程

医療法人 大澤会

居宅介護支援事業所篠山こもれび